

平成 19 年 6 月 1 日

各 位

大 阪 市

工事以外の請負契約、不動産以外の物件の買入及び
借入契約にかかる契約保証人制度の廃止について

記

契約管財局長が締結する契約のうち、工事以外の請負契約並びに不動産以外の物件の買入及び借入契約について、契約保証人制度を廃止します。

なお、契約保証人に代わる契約保証については、必要に応じ契約保証金又はそれらに代わる担保の納付を求めることとします。

これらの取扱いは平成 19 年 6 月 1 日以降に締結する契約から適用します。

以上